

令和5年度 東京都薬局物価高騰緊急対策支援金についてのQ&A（10月4日）

分類	no.	項目	回答
1. 対象事業者	以下の施設は対象になるか？		
	1	薬局所在地は都内だが、開設者所在地が都外	対象になります。
	2	保険指定を受けていない薬局	対象になりません。
2. 対象期間	1	交付対象期間途中の開設・閉院・休止	交付申請書の誓約事項にもあるとおり、交付対象期間である令和5年4月1日から同年9月30日までにおいて、継続して事業を実施していたことを要件とするため、対象になりません。 例えば、薬局を9月30日開設した場合は対象にはなりません。
3. 申請	1	同一法人で複数の薬局があるが、どのように申請したらよいか。	お手数ですが薬局ごとに申請ください。
	2	この支援金は課税対象か。	税務署に御確認ください。
	3	消費税仕入控除税額報告は必要か。	不要です。
	4	区市町村においても物価高騰対策事業があるが、本事業の支援金とどちらも支給を受けることができるか。	区市町村の事業と本事業について、対象経費に重複がある場合は、どちらか片方に申請して頂くこととなります。 なお、都として、都と区市町村の補助金等が併給可能なケースは、以下を想定しております。 ①区市町村補助事業等が、対象経費を定めていない場合 ②区市町村補助事業等の対象経費に、光熱費を含んでいない場合 ③区市町村補助事業等の対象経費に光熱費が含まれているが、 区市町村への申請の際に、光熱費に係る都支援金分を除いて申請を行う場合 ※ただし、申請に際しては該当事業を実施する区市町村にも御確認ください。
	5	区市町村の補助金等の対象期間が10月1日以降の場合、支援金として重複するか。	対象期間は「令和5年4月1日から令和5年9月30日まで」としており、対象期間が異なるので、都としては重複とみなしません。

分類	no.	項目	回答
3. 申請	6	支援金は都の予算の範囲内において交付するとあるが、予算を上回る申請があった場合でも、申請したすべての薬局に支援金は支給されるのか。	申請内容が適正と認められれば、申請したすべての薬局に支援金を支給します。ただし、適正と認められた申請額の合計が都の予算額を上回った場合は、予算の範囲内で支給額を調整することがあります。
	7	薬局の名称や法人に変更があるが、手続きはどのようにしたらよいか。	変更があることがわかった時点で速やかに事務局まで電話または問合せフォームにより御連絡ください。
4. 算定方法	1	算定はどのようにするのか。	令和5年4月1日から同年9月30日を交付対象期間として、期間全体で1施設当たり10,000円です。
	2	基準単価とは1か月あたりの単価か。	交付対象期間（令和5年4月から9月まで）の6か月分の単価です。分割せず1回で支給いたします。